

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

| 政策名 | 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 | | | 番号 | ⑳ | | | | | |
|--|---------------------------|------------|------------------|-----------------------|-------------------|--------------|------------|--------------|------------|---------|
| 評価方式 | 総合(実績)事業・その他 | 政策目標の達成度合い | | 目標達成 | | (千円) | | | | |
| | 予算科目 | | | | 他に記載のある 個別票の番号 | 予算額 | | | | |
| | 会計 | 組織/勘定 | 項 | 事項 | | 5年度 当初予算額 | | 6年度 概算要求額 | | |
| 政策評価の対象と なっているもの | 一般会計 | 財務本省 | 国家公務員共済組合連合会等助成費 | 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要経費 | | 6,308,645 | | 6,343,718 | | |
| | 一般会計 | 財務本省 | 国家公務員共済組合連合会等助成費 | 日本郵政共済組合等補助に必要な経費 | | 127,453 | | 135,479 | | |
| | 一般会計 | 財務本省 | 国家公務員共済組合連合会等助成費 | 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費 | | 77,937,397 | | 77,272,661 | | |
| | 小 計 | | | | | 一般会計 | 84,373,495 | | 83,751,858 | |
| | | | | | | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | |
| | | | | | 特別会計 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | |
| 政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | 一般会計 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 |
| | | | | | 特別会計 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | |
| 合 計 | | | | | | 一般会計 | 84,373,495 | | 83,751,858 | |
| | | | | | | | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 |
| | | | | | | 特別会計 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 | < > の内数 |

政策目標 9-1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

| | |
|----------------|---|
| 上記目標の概要 | <p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。</p> <p>これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」(平成24年法律第64号)等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 9-1-1 : 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 政 9-1-2 : 共済手続の効率化・適正化 政 9-1-3 : 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保</p> |
|----------------|---|

政策目標 9-1 についての評価結果

| 政策目標についての評定 | S 目標達成 |
|--------------|---|
| 評定の理由 | <p>(年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応)</p> <p>国家公務員共済組合連合会の「令和 3 年度業務概況書 (厚生年金保険給付積立金)」について、令和 4 年 11 月 25 日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。</p> <p>また、国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>(共済手続の効率化・適正化)</p> <p>行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに対応するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>(国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保)</p> <p>国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。</p> <p>上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。</p> |
| | <p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員共済組合連合会等助成費 <p>「外部有識者の所見を踏まえ、概算交付については、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努める。また、特定健康診査等交付事業については、受診率が向上した取組を共済組合間で共有することにより、更なる受診率の向上に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、概算交付について、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努め、特定健康診査等について受診率向上に向けた取組を実施しました(事業番号0057)。</p> |

| | | | |
|---------------------|--|--|------------|
| 施策 | 政9-1-1: 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 | | |
| 測定指標(定性的な指標) | [主要] 政9-1-1-B-1: 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 | | |
| | 目標 | <p>国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況(「令和3年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」)について、令和4年11月25日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2021.html)</p> <p>また、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の施行に伴い令和4年10月から国等で勤務する短時間労働者に対して国家公務員共済組合制度の短期給付が適用されることを踏まえ、厚生労働省、共済組合等と必要な調整を行った上で、国家公務員共済組合法施行令、施行規則等を改正し、各府省の秘書課長・人事課長等へ協力依頼を行うなど、円滑な施行に向けた取組を進めました。</p> <p>以上から、達成度は「○」としました。</p> | ○ |
| | [主要] 政9-1-1-B-2: 諸外国との社会保障協定への対応 | | |
| | 目標 | 社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。 | 達成度 |

| | | |
|-----------------|---|--------|
| | (目標の設定の根拠) 海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。 | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | 令和4年度において新たに社会保障協定の締結はありませんでしたが、各国との交渉について、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行ったことから、達成度は「○」としました。 | ○ |
| 施策についての評定 | | s 目標達成 |
| 評定の理由 | <p>上記それぞれの測定指標における「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行い、また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | |

政9-1-1に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

参考指標6：社会保障協定の締結状況

(出所) 財務省ウェブサイト

参考指標1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/fy2021/index.html)

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

厚生労働省ウェブサイト

参考指標6 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

| | | | |
|--------------|-----------------------------|--|---|
| 施策 | 政9-1-2：共済手続の効率化・適正化 | | |
| 測定指標(定性的な指標) | [主要]政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化 | | |
| | 目標 | <p>共済手続の全面オンライン化に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に盛り込まれた行政手続のデジタル化に適切に対応するためです。</p> | |
| | 実績及び目標 | 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)及び「規制 | |
| | | 達成度 | ○ |

| | | | |
|------------------|--|--|--|
| | 標の達成度の判定理由 | 改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとし、令和4年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進めたことから、達成度は「○」としました。 | |
| 施策についての評定 | | s 目標達成 | |
| 評定の理由 | 上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、デジタル庁等と連携を図り、共済手続のデジタル完結に向けて適切に対応しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 | | |

政9-1-2に係る参考情報

参考指標1：行政手続等の棚卸結果

(出所) 財務省ウェブサイト
https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html

| | | | |
|---------------------|---|--|------------|
| 施策 | 政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保 | | |
| 測定指標(定性的な指標) | [主要]政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保 | | |
| | 目標 | 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。 (目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。 | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。 | ○ |
| 施策についての評定 | | s 目標達成 | |
| 評定の理由 | 上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 | | |

政9-1-3に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移【再掲(9-1-1：参考指標1)】

参考指標2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲(9-1-1：参考指標2)】

参考指標3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9-1-1：参考指標3）】

| | |
|----------------|---|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。</p> <p>各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。</p> <p>共済手続の全面オンライン化に向けて、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。</p> <p>厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。</p> |
|----------------|---|

| | |
|-------------------------|------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし |
|-------------------------|------|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | |
|------------|---------------|------|------------|------------|------------|------------|---|
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算 | | 68,292,433 | 85,809,523 | 84,997,057 | / |
| | | 補正予算 | | △ 41,695 | △ 81,703 | △ 44,960 | |
| | | 繰越等 | | — | — | N. A. | |
| | | 合 計 | | 68,250,738 | 85,727,820 | N. A. | |
| 執行額 (千円) | | | 68,153,696 | 85,558,802 | N. A. | | |

(概要)

国家公務員共済組合連合会等助成費

(注) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

| | |
|--|--|
| 政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策 | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説 (令和4年1月17日)</p> <p>第211回国会 総理大臣施政方針演説 (令和5年1月23日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>全世代型社会保障改革の方針 (令和2年12月15日閣議決定)</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| 政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報 | 「国家公務員共済組合事業統計年報」(財務省)、「社会保障協定」(厚生労働省) |
|--|--|

| | |
|--------------------------------|---|
| 前年度政策評価結果 の政策への反映状況 | <p>年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。</p> <p>また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結については、引き続き推進し、共済手続の全面オンライン化については、共済組合の内部手続をオンライン化するため、関係</p> |
|--------------------------------|---|

| | |
|--|---|
| | <p>省庁と連携を図って、適切な対応を行いました。</p> <p>さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。</p> |
|--|---|

| | | | |
|--------------|------------|-----------------|--------|
| 担当部局名 | 主計局（給与共済課） | 政策評価実施時期 | 令和5年6月 |
|--------------|------------|-----------------|--------|